8　報告徴収及び立入検査権限の拡充・整備
主務大臣は、その職員に、販売業者等の従業員その他の関係者に対し、質問をさせることができることとした。（第六六条関係）
9　送達制度の整備
この法律による指示又は命令は、主務省令で定める書類を送達して行うこととした。また、主務大臣は、送達を受けるべき者の住所等が知れない場合等において、公示送達をすることができることとし、併せて電子情報処理組織の使用に係る所要の規定を整備することとした。（第六六条の三～第六六条の六関係）
10　罰則の引上げを行うことその他所要の規定を整備することとした。（第七〇条～第七四条関係）
11　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

## ◇消費者契約法の一部を改正する法律（法律第六一号）（消費者庁）

1　過量な内容の消費者契約の取消し
消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの分量、回数又は期間（以下「分量等」という。）が当該消費者にとっての通常の分量等（消費者契約の目的となるものの内容及び取引条件並びに事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況及びこれについての当該消費者の認識に照らして当該消費者契約の目的となるものの分量等として通常想定される分量等をいう。）を著しく超えるものであることを知っていた場合等において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができることとした。（第四条第四項関係）
2　重要事項の範囲
事業者の不実告知があった場合において、消費者がその意思表示を取り消すことができる対象である重要事項として、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情を追加することとした。（第四条第五項関係）
3　取消権を行使した消費者の返還義務
民法第一二一条の二第一項の規定にかかわらず、消費者契約に基づく債務の履行として給付を受けた消費者は、消費者契約法の規定により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消した場合において、給付を受けた当時その意思表示が取り消すことができるものであることを知らなかったときは、当該消費者契約によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負うこととした。（第六条の二関係）
4　取消権の行使期間
消費者契約法の規定による消費者の取消権については、追認をすることができる時から六箇月間行わないときは時効によって消滅するとされているところ、当該期間を一年間に伸長することとした。（第七条第一項関係）
5　事業者の損害賠償の責任を免除する条項
消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項を無効とする規定等について、「民法の規定による」という文言を削除することとした。（第八条第一項第三号及び第四号関係）
6　消費者の解除権を放棄させる条項の無効
次に掲げる消費者契約の条項は、無効とすることとした。
(一)　事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項
(二)　消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があること等により生じた消費者の解除権を放棄させる条項（第八条の二関係）
7　第一〇条の例示
民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効と規定する第一〇条の例示として、消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又は承諾の意思表示をしたものとみなす条項を規定することとした。（第一〇条関係）
8　その他
適格消費者団体の差止請求の対象となる行為の追加等の所要の規定の整備を行うこととした。
9　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を経過した日から施行することとした。

## ◇情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（法律第六二号）（金融庁）

一　銀行法の一部改正関係
1　金融グループにおける経営管理の充実
銀行持株会社（銀行持株会社を有さないグループの場合は、グループ頂点の銀行）は、その属するグループの経営の基本方針の策定及びその適正な実施の確保等、当該グループの経営管理を行わなければならないこととした。（第一六条の三及び第五二条の二一関係）
2　共通・重複業務の集約を通じた金融仲介機能の強化
(一)　持株会社による共通・重複業務の執行
銀行持株会社は、認可を受けて、銀行持株会社グループに属する二以上の会社（銀行を含む場合に限る。）に共通して必要とされる業務であって、当該業務を銀行持株会社が行うことが当該グループの業務の一体的かつ効率的な運営に資するものを、当該会社に代わって行うことができることとした。（第五二条の二一の二関係）
(二)　子会社への業務集約の容易化
銀行持株会社グループに属する二以上の会社（銀行を含む場合に限る）が、共通する業務を当該グループに属する他の会社に委託する場合において、銀行持株会社が当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる場合には、当該銀行には、業務委託先の管理のための規制を適用しないこととした。（第一二条の二関係）
(三)　グループ内の資金融通の容易化
銀行が同一の銀行持株会社グループに属する他の銀行との間で取引を行う場合であって、当該取引を行うことにより銀行の経営の健全性を損なうおそれがないこと等の要件を満たすものとして承認を受けた場合には、特定関係者との間の取引等の規制を適用しないこととした。（第一三条の二関係）
3　ＩＴの進展に伴う技術革新への対応
(一)　金融関連ＩＴ企業等への出資の容易化
銀行又は銀行持株会社は、認可を受けて、情報通信技術その他の技術を活用した銀行業の高度化若しくは利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社の議決権について、基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有することができることとした。（第一六条の二及び第五二条の二三関係）
(二)　決済関連事務等の受託の容易化
銀行の子会社である従属業務を営む会社に求められる当該銀行に対する収入依存の要件を一部緩和することとした。（第一六条の二及び第五二条の二三関係）
4　外国銀行代理業務に関する特則
銀行等が外国銀行代理業務を行おうとする場合、外国銀行グループごとの包括的な認可を可能とする特例を定めることとした。（第五二条の二関係）
二　電子記録債権法の一部改正関係
ＩＴの進展等を踏まえた制度の見直し
電子債権記録機関間での電子記録債権の移動を可能とするため、電子債権記録機関の記録を他の電子債権記録機関に移行するための手続等を規定することとした。（第四七条の二～第四七条の五関係）
三　資金決済に関する法律の一部改正関係
1　ＩＴの進展等を踏まえた規制の合理化等
(一)　ＩＴ機器を利用した前払式支払手段に対応した利用者に対する情報提供方法に関する規定の整備
前払式支払手段に係る支払可能金額等の情報の利用者に対する提供方法について、規定の合理化を行うこととした。（第一三条関係）